

令和 8 年度大垣市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 6 月 1 日作成

1 方針の目的

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての機関（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

【障がい福祉サービス事業所等】

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

【企業】

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所(※)

※①障がい者の雇用者数が 5 人以上

②障がい者の割合が従業員の 20%以上

③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

【在宅就業障がい者等】

ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類（パン、カステラ、シフォンケーキ、クッキー など）
- ・縫製品等（ティッシュケース、きんちゃく袋、ふきん、ストール など）
- ・生活雑貨（エコバッグ、アクリルたわし、軍手、牛乳パックいす など）
- ・農作物等（花苗、野菜 など）

(2) 役務

- ・清掃作業
- ・除草作業
- ・剪定作業
- ・農作業
- ・組立作業
- ・印刷物等作成作業

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和8年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、以下のとおりとする。

優先調達の目標額 24,100,000 円

7 調達の推進方法

- (1) 本市では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (3) 調達実績の公表にあたっては、大垣市障がい者の暮らしを支える協議会において、実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映していく。